

徳島海区漁業調整委員会の推薦及び募集要領

徳島海区漁業調整委員会の委員の任期満了に伴い、漁業法に基づき、次のとおり委員の推薦及び募集を実施します。

1 推薦及び募集する人数と区分

委員定数15人（委員の区分及び募集する人数は以下のとおり）

- （1）漁業者委員（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者）9名
- （2）学識経験委員（資源管理・漁業経営等に学識経験を有する者）4名
- （3）中立委員（委員会所掌の属する事項に利害関係のない者）2名

2 委員の任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

3 委員の身分

徳島県の非常勤の特別職

4 主な業務内容

- （1）海区漁場計画の策定、漁業権の免許、法に基づく資源管理の策定等について、知事の諮問機関として、調整審議し、意見をいう。
- （2）漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする。
- （3）入漁権の設定、変更、消滅についての裁決を行う。
- （4）土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する。

5 推薦・募集方法

- （1）個人からの推薦
- （2）法人又は団体からの推薦
- （3）個人による応募

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

委員として推薦を受ける者及び公募に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができるもので、下表を満たすものとなります。

区分	区分毎の資格	共通の資格
漁業者委員	県内海区に沿う市町に住所 又は事業場を有する漁業者 又は漁業従事者であること	次のいずれにも該当しないこと ①年齢18歳未満の者 ②破産手続開始の決定を受けて 復権を得ていない者
学識経験委員	資源管理・漁業経営等に関 する学識及び経験を有する こと	③禁錮以上の刑に処せられ、そ の執行を終わるまで又はその執 行を受けることがなくなるまで の者
中立委員	海区漁業調整委員会の所掌 に属する事項に関し利害関 係を有しないこと	④徳島県議会議員 ⑤暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律第2条に規 定する暴力団若しくは暴力団員 又は徳島県暴力団排除条例に規 定する暴力団員等である者

7 推薦・応募手続

所定の申込み様式に必要な事項を記入の上、持参又は郵送により、徳島県農
林水産部漁業管理調整課までご提出ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ①個人からの推薦の場合（様式第1号）
- ②法人又は団体からの推薦の場合（様式第2号）
- ③個人からの応募の場合（様式第3号）

(2) 添付書類

- ①候補者の住民票（本籍地の記載がある、発行後3ヶ月以内のもの）
- ②委員候補者が漁業者又は漁業従事者であることを証する書類
（漁業者委員のみ）

(3) 様式の入手方法

徳島県農林水産部漁業管理調整課に備えるほか、徳島県ホームペー
ジからもダウンロードできます。

(4) 受付期間

令和6年11月6日（水）から令和6年12月6日（金）まで

※ 持参の場合、12月6日の17：15までに受付したものに限

り有効

※ 郵送の場合、必ず「簡易書留郵便」で送付し、12月6日までの消印があるものに限り有効

※ 応募状況によっては期間を延長することがあります。

8 選考結果の通知

選考結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者に文書で通知します。

9 情報の公開

受付期間の中間及び終了後に、徳島県ホームページにおいて、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容（住所・電話番号以外）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

10 注意事項

(1) 提出された推薦書又は申込書は、返却いたしません。

(2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担になります。

(3) 推薦書又は申込書に記載された内容を確認するため、資格等を必要に応じ関係機関に照会します。

(4) 必要に応じて、追加資料を求める場合があります。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県農林水産部漁業管理調整課（県庁6階）

電話 088-621-2476